

令和 7 年矢巾町議会定例会 2 月会議目次

議案目次	1
------------	---

第 1 号 (2 月 4 日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情	5

7 請願第 1 号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出についての請願

○議案第 1 0 号 町道矢次線道路改良その 5 工事請負契約の締結について	6
○散 会	9
○署 名	1 1

議 案 目 次

令和 7 年矢巾町議会定例会 2 月会議

1. 請願・陳情

7 請願第 1 号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守
することを求める意見書の提出についての請願

2. 議案第 10 号 町道矢次線道路改良その 5 工事請負契約の締結について

令和 7 年矢巾町議会定例会 2 月会議議事日程（第 1 号）

令和 7 年 2 月 4 日（火）午前 10 時開議

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

7 請願第 1 号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し
遵守することを求める意見書の提出についての請願

第 4 議案第 10 号 町道矢次線道路改良その 5 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16 名）

2 番	高 橋 敬 太 議員	3 番	横 澤 駿 一 議員
4 番	ササキマサヒロ 議員	5 番	吉 田 喜 博 議員
6 番	藤 原 信 悦 議員	7 番	齊 藤 勝 浩 議員
8 番	小 川 文 子 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（2 名）

1 番	高 橋 恵 議員	9 番	木 村 豊 議員
-----	----------	-----	----------

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
-----	-----------	-------	-----------

総務課長 田村英典君
道路住宅課長 水沼秀之君

企画財政課長 花立孝美君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 徹 君
主任主事 渋田 稀 結 君

議会事務局長 千葉 欣 江 君
補 佐

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、1 番、高橋恵議員、9 番、木村豊議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから令和 7 年矢巾町会議定例会を再開いたします。

これより 2 月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

7 番 齊 藤 勝 浩 議員

8 番 小 川 文 子 議員

10 番 小笠原 佳 子 議員

の 3 名を指名します。

日程第 2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第 2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の 2 月会議の会議期間は、1 月 29 日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、2 月会議の期間は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 請願・陳情

7 請願第 1 号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出
についての請願

○議長（廣田清実議員） 日程第 3、請願・陳情を議題といたします。

令和 7 年 1 月 29 日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。7 請願第 1 号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出についての請願については、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、7 請願第 1 号については教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 4 議案第 10 号 町道矢次線道路改良その 5 工事請負契約の締結について

○議長（廣田清実議員） 日程第 4、議案第 10 号 町道矢次線道路改良その 5 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第 10 号 町道矢次線道路改良その 5 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾町大字赤林地内において町道矢次線の両側歩道整備を含む道路新設改良を行うものであります。

主な工事概要については、道路土工一式、排水構造物 1,121 メートル、管渠工 126 メートル、集水ます 29 か所、路盤工（車道部及び歩道部）6,170 平方メートル、構造物撤去工一式を施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、1 月 6 日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期間の 1 月 23 日までに梨子建設株式会社、橘建設株式会社、

株式会社佐々木組、以上３社から参加申請があり、１月24日に入札を執行した結果、梨子建設株式会社が一金１億2,913万円で落札候補者に決定したことから、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金１億4,204万3,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この区間は、多分10年以上前からの懸案でありました道路工事だと思います。今回の工期はいつからで、通れる時期はいつを見越しているのか、その辺をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

こちらの路線につきましては、平成15年から工事のほうに着手してございまして、今回の工事に合わせまして、そのほか令和７年度、８年度と工事を行いまして、８年度中には開通を見込んでいるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。他に質問ありますか。

吉田喜博議員。

○５番（吉田喜博議員） ちょっとお尋ねしますけれども、岩手県指定の矢巾町のＡ級の業者というのは、何社ぐらいありましたか。

○議長（廣田清実議員） 入札の関係ですよね。

○５番（吉田喜博議員） そうです。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 土木一般、それから土木の内容にもございますので、Ａを絞りますとかなりの量になりますが、今回の条件に合致する業者は17者該当ということで、その中から３社が手挙げをされたという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 矢巾町のA級業者はたしか2社と聞いておりますけれども、それ17者は、ちょっと間違いかと思うのだけれども、確認します。

○議長（廣田清実議員） 町内のだよ。それ岩手県下の話でしょう。

岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） では、私のほうからお答えします。

町内の今回対象業者は、1社でございます。

○議長（廣田清実議員） 1社。よろしいですね。

岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 町内に本社を持つ会社は、1社でございます。

○議長（廣田清実議員） 吉田喜博議員。マイク、マイク。

○5番（吉田喜博議員） 町のA級のあれは、たしか2社と私聞いておりましたけれども、1社は今のカネキュウさんと、あともう一社、ちょっと今こっちに事務所、本社はないけれども、そう聞いておりましたけれども。それはいいとしても、町の土木事業に関しては町の業者でやっていただいたほうが本当は助かります。というのは、せっかくの町の財産を他業者、他地方、他地域の業者よりも、やはり矢巾町の業者で事業をやっていただくことが、作業いただくことが、私たち町民としては一番好ましい環境でございます。

今回は今回であっても、これからは町の事業はできるだけ町の事業者でやっていただくような方法を見いだしてやっていただけないでしょうかと、そういうような気持ちでございます。それについて、一言お願いします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） では、私のほうからお答えします。

いずれ地元でできる工事については、地元を優先的に発注するという基本的なスタンスは持っています。さらに、いろいろ専門工事とか高度な技術を要するような工事、様々ございます。そういった中で、工事を進める上で発注の透明性、公平性という観点も、当然入札執行する上では重要なことと考えておりますので、その辺のバランスを取りながらしっかりと対応してまいります。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号 町道矢次線道路改良その5工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長(廣田清実議員) 以上をもって本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年矢巾町議会定例会2月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員